

令和6年6月
信金中央金庫

信金中央金庫代理貸付における不動産担保取扱手数料の新設について

本中金代理貸付をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本中金では、この度、代理貸付に係る不動産担保取扱手数料を新設させていただきますこととなりました。

新設する手数料は下記のとおりとなりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 不動産担保取扱手数料

対 象	金 額 (税込)
新 規 設 定	55,000円
設 定 変 更 ^{※1}	55,000円
一 部 ・ 全 部 抹 消 ^{※2}	11,000円

※1 設定変更とは、「追加設定」、「極度額変更」、「順位変更」、「債務者変更（相続時を含む）」、「譲渡・譲受」が該当します。

※2 被担保債権完済時の抵当権の全部抹消（住宅ローン）につきましては、対象外となります。

抹消書類の再発行を行う場合は、一部・全部抹消の手数料が必要となります。

2. 手数料新設日

令和6年10月1日



信金中央金庫

信金中央金庫代理貸付をご利用のお客様へ

信金中央金庫

本中金代理貸付をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当該貸付に関する手数料は、以下のとおりとなっておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 期限前弁済手数料

対 象	金額（税込）
一部期限前弁済 （期限前弁済に伴う貸付条件の変更を含む）	33,000円
全額期限前弁済	33,000円

注）対象は、証書貸付のみとなります。（手形貸付は、対象外です。）

2. 条件変更手数料

対 象	金額（税込）
貸付条件の変更（1債権あたり）	33,000円

注）債務引受による債務者変更、保証人変更のみの場合は、対象外です。

3. 不動産担保取扱手数料

対 象	金額（税込）
新 規 設 定	55,000円
設 定 変 更 ^{（注1）}	55,000円
一 部 ・ 全 部 抹 消 ^{（注2）}	11,000円

注1）設定変更とは、「追加設定」、「極度額変更」、「順位変更」、「債務者変更（相続時を含む）」、「譲渡・譲受」が該当します。

注2）被担保債権完済時の抵当権の全部抹消（住宅ローン）につきましては、対象外となります。

抹消書類の再発行を行う場合は、一部・全部抹消の手数料が必要となります。



信金中央金庫